

認可外保育施設等の無償化について（施設等利用給付）

1. 無償化（施設等利用給付）とは

認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、幼稚園・認定こども園の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターを利用する方が、保育（利用）料の給付（以下、『無償化』）を受けるためには、施設等利用給付認定を受けるための手続きが必要です。

なお、認可保育所等の 2 号認定・3 号認定を受けている場合や企業主導型保育事業を利用している場合、利用する施設が市の確認を受けていない場合は、施設等利用給付の認定対象外です。

2. 認定要件、施設等利用給付上限額（月額）

下表に当てはまる場合は、次のページの申請方法を確認し手続きを行ってください。

利用する施設	保育を必要とする事由 (P6 参照)	無償化となる児童の年齢	条件	認定 区分	無償化の 上限額（月額）
・新制度未移行幼稚園 (ヨゼフ幼稚園、沖縄アミークスインターナショナル幼稚園など) 新 2 号、新 3 号認定は預かり保育事業を含む。	なし	3 歳～5 歳 (満 3 歳になった後)	-	新 1 号 認定	入園料・保育料：25,700 円
	あり	3 歳～5 歳 (満 3 歳となった後の 4 月 1 日 から小学校就学前まで)	-	新 2 号 認定	入園料・保育料：25,700 円
					預かり保育料 1 日 450 円×利用日数 (ただし、11,300 円が最上限)
		満 3 歳となった日から 最初の 3 月 31 日まで	市民税非 課税世帯	新 3 号 認定	入園料・保育料：25,700 円
・預かり保育事業 認定こども園（1 号認定）、私立幼稚園（具志川花園幼稚園など）	あり	3 歳～5 歳 (満 3 歳となった後の 4 月 1 日 から小学校就学前まで)	-	新 2 号 認定	預かり保育料 1 日 450 円×利用日数 11,300 円が最上限 (新 3 号は 16,300 円)
		満 3 歳となった日から 最初の 3 月 31 日まで	市民税非 課税世帯	新 3 号 認定	
・認可外保育施設 (沖縄県指導監督基準を満たしている施設のみ対象) ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター ※複数利用可	あり	3 歳～5 歳 (満 3 歳となった後の 4 月 1 日 から小学校就学前まで)	-	新 2 号 認定	保育料：37,000 円
		0～2 歳 (0 歳から満 3 歳になった後の 3 月 31 日まで)	市民税非 課税世帯	新 3 号 認定	保育料：42,000 円

※給食費や送迎費、行事参加費などの実費徴収は保護者負担となります。

※満 3 歳の受け入れに関しては、施設によって受け入れ状況が異なります。

※新 1～3 号認定とは、認可保育所等を利用する際に受ける従来の 1～3 号認定とは異なります。

※認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターは併用して上限額まで無償化を受けられますが、その他の施設とは併用不可です。

3. 認定（有効）期間・現況確認届について

提出していただいた就労証明書の雇用期間などに応じて、有効期間が決まります。有効期間が過ぎると無償化の対象外となりますので、有効期間内に保育こども園課の窓口にて手続きを行ってください。

また、認定後は毎年度に一度「保育を必要とする事由」の確認のため、現況届の案内を送付しますので、案内に沿って必要な手続きを行ってください。対象者には、例年 7 月頃通知します。

【注意】転入・転出の場合は、手続きが必要です。

居住する市町村で 14 日以内に改めて無償化の申請、認定が必要です。14 日を過ぎると申請日からの認定となり、認定期間が途切れてしまいます。認定がない期間の保育（利用）料は、自己負担となりますのでご注意ください。

4. 無償化（施設等利用給付）の申請方法について

（１）申請手続

- 前ページの表を確認し対象となる場合は、事前に下記の手続が必要です。
- 手続に不備がなく、認定を受けるとその後から無償化を受けることができます。
(さかのぼっての認定は出来ませんので、お早めに申請ください。)

- ① 提出先 保育こども園課（東棟 2 階）
- ② 必要書類 下表のとおり

【必要書類一覧】*申請書様式は、市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

利用する施設	保育を必要とする事由	必要書類	備考
・新制度未移行幼稚園 (ヨゼフ幼稚園、アミークス幼稚園等)	なし	「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 1 号)	市の確認を受けた施設（無償化対象） 
・新制度未移行幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照)	
・認定こども園（1 号認定）・私立幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり		
・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照) 3・課税証明書（0 歳～2 歳の場合のみ） ※うるま市で確認できる場合は不要。	

※その他、世帯の状況に応じて必要な書類の提出を案内する場合があります。

※市の確認を受けた施設が無償化対象です。

※認可外保育施設について令和 6 年 10 月以降は、沖縄県の指導監督基準を満たした施設のみが対象です。

（２）認定を受けた後の無償化の流れ

- 請求手続きの方法は以下の 2 つです。どちらの方法になるかは、利用している施設へご確認ください。

①法定代理受領

施設が保護者に代わり、無償化対象となる保育（利用）料をうるま市に請求します。そのため、保護者は上限の範囲内で、保育（利用）料の支払いが不要になります。

②償還払い

- 保護者が施設に保育（利用）料を支払います。
- 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 提供証明書」を施設からもらいます。
- 保育こども園課にて「施設等利用費請求書」を記入し、Ⅱを添付して市へ提出します。
- 後日、市から保育料等が払い戻されます。（口座振込）

※請求期限は、保育サービスを利用した翌月 1 日から起算して 2 年間です。

2 年を過ぎた月分は請求することが出来ませんのでご注意ください。

【市民税非課税の考え方】

4～8 月は前年度、9～3 月は今年度の課税額で判断します。

年	令和 8 年										令和 9 年		
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
課税	令和 7 年度の課税額で判断 (令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月の収入)					令和 8 年度の課税額で判断 (令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月の収入)							

幼児教育保育無償化(施設等利用給付)についてはこちらからご確認ください。

